

令和5年度学校事故等有識者会議資料

【議題Ⅰ】

本市における
学校事故等への対応について

(3) 学校給食における事故防止

北九教学保第 213 号

令和 5 年 5 月 11 日

小・中・特別支援学校長 様

教育委員会

学校保健課長 中山 賢彦

食物アレルギー対応給食における事故防止の徹底について(注意)

日頃より、学校給食の実施についてご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、令和 5 年 4 月 5 日付事務連絡で周知した通り、令和 4 年度における食物アレルギー対応給食に係る事故発生件数は 21 件（前年比 +2 件）で、そのうち「学校（教室）対応ミス」による事故発生件数は 13 件（前年比 +6 件）と倍増しています。幸い、重篤な事態には至っていませんが、一步間違えば生命に危険を及ぼしかねません。

事故の発生状況を分析しますと、児童生徒数や食物アレルギー対応給食実施者数の多寡、栄養教諭配置の有無にかかわらず、どの規模の学校でもアレルギー事故が発生しています。また、年間発生件数のうち、約半数は 1 学期に発生しています。

アレルギー事故防止については、これまで、各学期毎に文書による注意喚起や事故事例紹介を行ってきたところですが、各学校におかれましては、いま一度、下記内容を全教職員に周知徹底を図るとともに、校内体制や緊急時の対応の再確認等、アレルギー事故の発生防止に取り組んでいただきますようお願いします。

記

1 アレルギー事故の主な発生要因

- ・「いただきます」前の確認をしていなかった。
- ・職員が思い込みや勘違いをしていた。
- ・担任等、普段確認をしている者が不在だった。

2 アレルギー事故防止のための注意点

- ・「いただきます」をする前に、誤って配られていないか等の確認を徹底する。
- ・担任や本人任せにせず、管理職、担任以外の教職員による給食時間の教室巡回、声掛けなどを工夫し、給食喫食前のダブルチェックを徹底する。
- ・除去食は、「いただきます」をしたら直ぐに蓋を開け、中身を確認する。
- ・代わりの物や弁当持参の申し込みがある場合は、当日の朝、持参の確認をする。
- ・学級の実情に応じて、食物アレルギー対応の児童生徒の情報を共有する。特に、給食当番の児童生徒へ周知を行うことにより、事故を防ぐ。
- ・除去食容器（椀型）と給食食器（椀と皿）を混同しないように注意する。
- ・除去食の受取方法を決めておき、受取時の確認を徹底する。
- ・給食以外（調理実習や給食費返戻金）で食べ物を提供する際は、食物アレルギーに注意し、原材料等の確認を徹底する。

【問い合わせ先】

- 34 - 教育委員会学校保健課 TEL : 582-2381

事務連絡
令和6年 2月27日

各小・中・特別支援学校長様

教育委員会

学校保健課長 中山 賢彦

学校給食における窒息事故の防止と今後の「うずら卵」使用について（通知）

日頃から、学校給食の実施にご協力いただきありがとうございます。

さて、昨日（26日）、県内の小学校において、1年生児童が給食に出された「みそおでん」の具に使われた「うずら卵」を喉に詰まらせたことによる死亡事故が発生しています。

全国では、過去にもパンやプラムなど、給食における同様の死亡事故が起こっていることから、窒息事故防止のための「未然防止のポイント」や「発生時対応の留意点」等、【別紙1】を参考にするとともに、急いで食べることのないよう喫食時間が十分確保されているか等、給食指導の徹底についても再度確認していただくようお願いします。

なお、本市における3月分の「うずら卵」提供については、下記のとおり変更しますので、全教職員、給食調理関係者（配膳員を含む）への周知をお願いします。

また、保護者宛ての通知文【別紙3】も添付しておりますので配布ください。

記

1 給食における事故防止のための注意点【別紙1】

「食に関する指導の手引（第二次改訂版）」文部科学省編（平成31年3月）
P.232～233 第5章 給食の時間における食に関する指導 4. 窒息事故防止

2 3月分の「うずら卵」提供について（小・中学校） ※特別支援学校は提供予定なし

実施日	献立名	対 応
A地区 3月5日（火）		①（小学校1～3年・小、中学校特別支援学級全員） ・うずら卵のみ <u>提供中止</u>
B地区 3月6日（水）	中華スープ	②（小学校4～6年・中学校） ・ <u>予定通り提供。よく噛んで気を付けて食べる。</u> ・調理方法については、【別紙2-①②】小学校のみ参照

なお、4月以降については、当面の間、「うずら卵」の使用を見合わせることとします。

3 保護者宛て通知文【別紙3】

【本件担当】教育委員会学校保健課給食係 加地・前田
TEL 582-2381

食に関する指導の手引

第二次改訂版

(一部抜粋)

平成31年3月
文部科学省

- ・主に対応を行っている学級担任等が不在となる場合には、事前に他の教職員に十分な引き継ぎを行います。
- ・校内アレルギー対応委員会を開催し、全教職員の共通理解のもと組織で対応します。
- ・文部科学省「学校給食における食物アレルギー対応指針」に基づき、事故発生時を想定した校内研修を実施します。緊急時の対応については、文部科学省作成のDVD等を活用し、全教職員で共通理解を図ります。

イ 発生時対応の留意点

- ・緊急時対応マニュアルに基づき、救急措置をとります。

4 堕息事故防止

過去には、パンの早食いや、白玉団子やプラムを咀嚼せず誤って飲み込んだことによる児童生徒の窒息事故が発生しています。特に、水分が少ないものや思いがけず飲み込んでしまう可能性がある丸い形状のものは、咽頭部に詰まる危険性が高いため十分な注意が必要です。

ア 未然防止のポイント

- ・食べ物は食べやすい大きさにして、よく噛んで食べるよう指導します。
- ・早食いは危険であることを指導します。
- ・給食の際は、学級担任等が注意深く児童生徒の様子を観察します。
- ・咀嚼及び嚥下の能力には個人差があるので、個別の対応が必要な児童生徒については、全教職員の間で共通理解を図ります。
- ・特別な支援を要する児童生徒については、食事中に必ず教職員が付き添い、目を離さないようにします。

イ 発生時対応の留意点

- ・すぐに他の教職員を呼び、119番通報を依頼します。救急隊が到着するまでの間は、詰まったものの除去を試みます。



図1 背部叩打法

立て膝で太ももがうつぶせにした子供のみぞおちを圧迫するようにして、頭を低くして、背中の真ん中を平手で何度も連続して叩きます。なお、腹部臓器を傷付けないよう力を加減します。



図2 腹部突き上げ法

後ろから両腕を回し、みぞおちの下で片方の手を握り拳にして、腹部を上方へ圧迫します。

